

平成25年7月23日

第2508号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 建築基準法による道路位置の指定（345・由利地域振興局建設部）…………… 1
 ○建設業の許可の取消し（346・雄勝地域振興局総務企画部）…………… 1

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）3件…………… 1
 ○県営土地改良事業工事の完了（平鹿地域振興局農林部）2件…………… 3

公安委員会規則

- 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（4・警務課）…………… 3

告 示

秋田県告示第345号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成25年7月23日

秋田県知事 佐竹 敬久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
由利本荘市川口字家妻230番地1 鈴木 春雄	由利本荘市川口字家妻230番3の内、230番4の内	20.80メートル	4.62メートル	平成25年7月16日

秋田県告示第346号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月23日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日
平成25年7月2日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社佐々木建設工業
雄勝郡羽後町杉宮字元稲田189番地2
代表取締役 佐々木 正 治
秋田県知事許可（般-23）第12797号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成25年7月2日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 子育て応援Seed
- 3 代表者の氏名
山 崎 純
- 4 主たる事務所の所在地
秋田市
- 5 定款に記載された目的
この法人は、子ども達や子育て世帯に対し、子どもの健全育成支援、より良い親子、家族関係を育む為に必要な支援を、多面的に行う事を通し、子ども達が健やかに生きられる環境づくり、子育てに喜びを実感し、子育てしやすい社会の形成に寄与する事を目的とする。
- 6 定款の変更内容
 - (1) 職務
 - (2) 権能
 - (3) 総会の議決
 - (4) 総会の議事録
 - (5) 理事会の議事録
 - (6) 資産の構成
 - (7) 事業計画及び予算
 - (8) 暫定予算
 - (9) 事業報告及び決算
 - (10) 細則

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人まちづくりトライ・アングル
- 3 代表者の氏名
長谷部 光 重
- 4 主たる事務所の所在地
秋田市
- 5 定款に記載された目的
本法人は、活力ある機能的なまちづくり等の研究・政策提言等とおし、秋田の活性化及び発展並びに市民生活及び活動の充実に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更内容
 - (1) 入会金及び会費

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 はまなす会 ゆうゆう
- 3 代表者の氏名

佐々木 建 夫

4 主たる事務所の所在地

由利本荘市西目町出戸字浜山232番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域に在住する障害者に対して、自立支援、就労支援等の機能を充実強化するため障害者自立支援法に基づくサービスを提供する事業及び地域住民と共に住みよい環境づくりに関する活動や交流をする機会をとおして、社会参加、福祉の向上に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

(1) 目的

県営土地改良事業（沼館地区農地集積加速化基盤整備事業）につき、その工事を平成25年3月28日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

県営土地改良事業（会塚地区農地集積加速化基盤整備事業）につき、その工事を平成25年3月28日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

公 安 委 員 会 規 則

秋田県公安委員会規則第4号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年7月23日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条厚生課の項中「財団法人秋田県警察職員互助会」を「一般財団法人秋田県警察職員互助会」に、「財団法人警察協会」を「公益財団法人警察協会」に、「財団法人警察育英会」を「公益財団法人警察育英会」に改める。

附 則

この規則は、平成25年7月23日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）